## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度佐呂間町一般会計決算における社会保障施策関連経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)

42,169 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

708,519 千円

(単位:千円)

区分			目的別	令和元年度 決算額		財	源	内	į	訳
					特	定	財	源	一般	財源
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他		うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)
民	生	費	社会福祉費	249,974	89,895	49,390		63,678	47,011	5,830
			老人福祉費	48,420		506	9,400	12,844	25,670	3,184
			児童福祉費	183,536	45,176	11,894		17,908	108,558	13,463
			小 計	481,930	135,071	61,790	9,400	94,430	181,239	22,477
衛	生	費	保健衛生費	226,589	386	2,734	4,500	60,192	158,777	19,692
	合		計	708,519	135,457	64,524	13,900	154,622	340,016	42,169

※経費区分については、地方財政状況調査(決算統計)に用いる目的別区分に分別しています。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各目的別に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。